

8 工事の概要、機器のメニューごとの条件及び必要書類

オ 高断熱ドアの設置

メニューごとの条件

- ①外気に接するドアについて、高断熱ドアを設置すること。
- ②熱貫流率が $3.49\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下のドアであること。

申請に必要な書類

(注) 提出書類は可能な限りA4サイズに統一し、ホチキス留めはせずにご提出ください。

※必ず、工事完了後に申請してください。各様式は区ホームページよりダウンロードできます。

- ・ 交付申請書兼請求書【様式1】
- ・ 申請時チェックリスト【様式2】
- ・ 領収書及び領収書内訳書の写し【参考様式1】
※平面図に記載の改修箇所番号と整合がとれるように助成対象経費に係る内訳を記載してください。
※領収書内訳書は工事内容の詳細な金額を明記してください。(工事一式等は不可)
※領収書の宛名は必ず申請者名としてください。
※工事経費の全額が記載された領収書が必要です。
- ・ 平面図
※改修箇所が分かるようにマーキングし、領収書内訳書と整合がとれるように改修箇所番号を記載してください。
- ・ 設置する高断熱ドアのメーカー名、仕様が確認できるカタログ、パンフレット等の写し
※製品のカタログ等により熱貫流率が $3.49\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下であることが明記されているものがが必要です。
- ・ 工事完了日が確認できるものの写し(工事完了報告書、保証書等)【参考様式2】
- ・ 高断熱ドアの設置後の全景写真
※領収書内訳書と整合がとれるように、改修箇所番号を記載してください。
※写真が数枚にわたる場合は、【参考様式3】写真提出用台紙をご利用ください。
- ・ メーカーが発行した商品の仕様(メーカー名・型番・型式等の記載があるもの)が分かるものの写し(出荷証明書、納品書、保証書等)
- ・ 建物の登記事項証明書(原本/コピー可)(法務局でご申請下さい)
※発行日が申請前6か月以内のもの
※法務局の公印が無いものは認められません。
- ・ 申請者の住所が確認できるものの写し
(運転免許証、マイナンバーカード又は住民票(原本・コピー可))
※社会保険証やパスポート等に住所が手書きで記載されているものは認められません。
※マイナンバーカードの写しを提出する場合は、必ず表面のみご提出をお願いします。
(裏面の個人番号部分のコピーは提出しないでください。)
- ・ その他、区長が必要と認めるもの
※審査にあたり、上記以外の書類の提出を求める場合があります。